

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 障害者法定雇用率が引き上げに

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように引き上げられることとなりました。

《改定後の法定雇用率》

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2. 2% ⇒	2. 3%
国、地方公共団体等	2. 5% ⇒	2. 6%
都道府県等の教育委員会	2. 4% ⇒	2. 5%

《事業主の範囲の変更》

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45. 5人以上から43. 5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための『障害者雇用推進者』を選任するよう努めなければなりません。

(※1)

障害者雇用納付金制度の概要

- ① 常時労働者を100人以上雇用している企業の事業主には毎年度の納付金申告が必要。
- ② 法定雇用率を下回る場合は、申告とともに納付金の納付が必要。
- ③ 法定雇用率を上回る場合は、事業主の申請に基づいて調整金が支払われる。

《障害者雇用納付金の取扱いについて》(※1)

- ① 令和2年度分の障害者雇用納付金について
(※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間)
⇒ 令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2. 2%）、令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2. 3%）で算定します。
- ② 令和3年度分の障害者雇用納付金について
(※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間)
⇒ 新しい法定雇用率（2. 3%）で算定します。

2. 労務管理の基礎知識

■ 男女雇用機会均等法のポイント

《間接差別の禁止》

厚生労働省令で定められる措置③

労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とする場合、次の例を参考に対応を検討します。

◆ 転勤経験要件を選考基準としていると認められる例

- 一定の役職への昇進に当たって、転勤の経験がある者のみを対象とすること
- 複数ある昇進の基準の中に、転勤経験要件が含まれていること
- 転勤の経験がある者についてのみ、昇進のための試験を全部又は一部免除すること

◆ 合理的な理由がない場合として考えられる例

- 特定の支店の管理職としての職務を遂行する上で、異なる支店での経験が特に必要とは認められない場合において、当該支店の管理職に昇進するに際し、異なる支店における勤務経験を要件とする場合
- 広域にわたり展開する支店、支社がある企業において、本社の課長に昇進するに当たって、本社の課長の業務を遂行する上で、異なる地域の支店、支社における勤務経験が特に必要であるとは認められず、かつ、転居を伴う転勤を含む人事ローテーションを行うことが特に必要であるとは認められない場合に、転居を伴う転勤の経験があることを要件とする場合

3. 所長コラム

■ 個人情報



河野太郎行革相は、自身のサイト上に設けた行政改革などのアイデアを募る目安箱「縦割り110番」はわずか1日で募集を停止。4千件以上の相談が殺到して処理能力を超え、内閣府に元々あった「規制改革・行政改革ホットライン」に移行した。問題はこの「縦割り110番」河野太郎氏個人のWebサイト上に設置されていたことです。「議員」という立法府の役割と「大臣」という行政府の役割、あるいは私人としての立場は分けなくてはいけない。縦割り110番に対してメッセージを送った方は、大臣の河野太郎氏にメッセージを送ったわけだが、政治家個人のメールというものは、個人だけが見るということはあり得ず、秘書や事務所の関係者などは必ず閲覧することになる。しかも、大臣が読んだ後にそのメールがどうなっているのか、適切に破棄されたのかなどの情報は一切ない。河野太郎氏個人のWebサイトに行政改革担当大臣としてのフォームを載せるのは到底ありえない話、大臣としての地位を利用して、Webサイトのアクセスと、メールアドレスのリストを入手したという解釈もできる訳で、問題は大きい。まさに文字通りの「公私混同」と言える。

個人情報の扱いに慎重になられた方が良いですよ、大臣。